

国鉄分割・民営化で不当解雇から39年

2・8国鉄集会に大結集を

ベネズエラ 侵略戦争弾劾 中国侵略戦争に突き進むトランプ・高市倒そう



「地面に頭をすりつけても3人に1人はクビにされる。ならば誇り高く闘おう」「団結さえ崩されなければ展望は必ず生まれる」――職場を

国鉄分割・民営化阻止のストライキから40年、不当解雇から39年。私たちは今、日本の労働運動の歴史を画する重大な節目を迎えています。分割・民営化阻止の実力ストライキを闘った動労千葉の不屈の精神を今こそ甦らせ、東京高裁で証人採用を勝ち取り、国家的不当労働行為の真実を暴き出す時です！

40年前のストが示した原則
1985年11月28日、そして翌86年2月15日、国家権力の総力を挙げた戦後最大の労働運動解体攻撃に対し、全国で唯一、実力ストライキに決起したのが動労千葉でした。
「地面に頭をすりつけても3人に1人はクビにされる。ならば誇り高く闘おう」「団結さえ崩されなければ展望は必ず生まれる」――職場を

包囲する1万人の機動隊を前に、真剣な討論の末に打ち抜かれたこのストライキは、40人の解雇という大弾圧を招きました。
しかし動労千葉は団結を守り抜きました。「闘いは分裂する」という戦後労働運動の限界を突破したこの闘いが、今の私たちの原点です。この不屈の闘いは、外注化阻止闘争や国鉄1047名解雇撤回闘争へと引き継がれ、現在、東京高裁で最大の山場を迎えています。
2015年の最高裁判決で「不採用基準の策定そのものが不当労働行為」であることは確定しました。に

もかかわらず、国とJRは「JRに責任はない」という破綻した嘘を繰り返しています。
この嘘を打ち破る鍵は、隠された真実を知る核心人物を法廷に引きずり出すことです。不当な選別基準を策定した井手正敬（JR西元会長）、そして現場で実行した下野人である深澤祐二（JR東元会長）。この両名を証人として採用させ、国家的不当労働行為の全貌を暴く闘いは、今まさに正念場です！
労働運動を甦らせよう！
現在、高市政権は「台湾有事は存



立危機事態」と煽り、トランプ政権と一体となって中国侵略戦争へと突き進んでいます。「国力としての国防」を掲げた大軍拡の陰で、雇用・賃金、医療、年金、公共交通など、社会のすべてが崩壊の危機に瀕しています。
新自由主義の果てに戦争へ行き着いたこの社会を、労働者の方で作り返さなければなりません。戦争と社会保障解体に突き進む政権を打倒し、今こそ労働運動を甦らせよう。
40年前のストライキが証明したのは、労働者が正しく団結すれば、巨大な国家権力をも圧倒できるという希望でした。この「現場の力」をいま再び甦らせよう。1047名の解雇撤回、JR復帰、そして戦争阻止へ2月8日の国鉄集会への大結集を呼びかけます。

1月23日、東京高裁において国鉄1047名解雇撤回裁判の控訴審第2回が開かれます。今回の裁判は、井手正敬（JR西元会長）、深澤祐二（JR東元会長）の証人尋問を実現し、不当解雇の真実を明らかにできるかどうかの重要な決戦です。
裁判闘争と東京高裁包囲デモに大結集し、何としても井手・深澤の両名を法廷に引きずり出そう。

私たちが、国鉄分割・民営化反対、1047名解雇撤回を貫いて闘ってきました。その闘いの中で、ついに「解雇の選別基準そのものが不当労働行為である」という事実を最高裁で確定させました。

これまでJRは、「JRは一切差別していない」「仮に差別があっても、関わっていないJRに責任はない」と主張し続けてきました。しかし、これは真つ赤なウソだったのでした。
動労千葉の組合員は解雇直前まで採用名簿に載っていました。が、直前になって急遽作られた「不採用基準」によって排除・解雇されました。私たちは闘いの中でこの事実を暴き出し、さらに、この不当な基準の策定を指示・決定したのがほかならぬJR自身であったことも突き止

めました。
JRが30年以上にわたって繰り返してきた主張は、すべてが「偽証」であり「大嘘」だったのでした。この真実を直接知る井手・深澤の2人を法廷に呼び、証言させる以外に道はありません。
昨年9月19日の第1回控訴審で、東京高裁は当初から警備法廷を指定し、露骨な「1回結審（即打ち切り）」を狙っていました。しかし、全国から集まった署名と240人の大結集による抗議が、この不当な策動を粉砕

しました。警備法廷指定を撤回させ、大法廷での開催を勝ちとったのは、組合員をはじめとする仲間の団結した力です。
今、全国の仲間が「解雇撤回・JR復帰」を掲げ、街頭・地域・職場で署名行動を強化しています【写真】東京・中野（昨年12月6日）、神奈川（12月21日）、裏面に東京・亀戸（12月24日）。この署名こそが、裁判所を動かす大きな力となります。
国鉄1047名解雇撤回闘争は、今まさに正念場を迎えています。真実を闇に葬らせるわけにはいきません。井手・深澤に真実を語らせ、解雇撤回をかちとるため、皆さんの絶大な総決起をお願いいたします。

いまこそ国鉄改革の真実を明らかに

井手・深澤を証人として法廷へ

解雇撤回の判決を、各地で署名行動を展開

1047名解雇撤回第2回裁判

1月23日(金) 15時30分、東京高裁101号法廷

※東京高裁包囲デモ 集合14時 日比谷公園霞門

JR東・喜勢社長「外注化の破綻は明白だ」

組織・人事・賃金制度の改悪粉砕を

JR東日本は、業務融合化を進め、今度は組織、人事・賃金制度の抜本的な改悪(4月1日実施の予定)に突き進むつもりだ。だが会社の施策は矛盾に満ちている。すでに01年以降の外注化施策について、会社自身が破たんを認めざるを得なくなっている。

雑誌に「詐欺雇用」

雑誌『選抜』26年1月号の『JR東日本が画策する詐欺雇用』という記事で、JR東の経営幹部会議での議論が暴露された。渡利副社長は、外注化施策について「設備管理(JR)の人が現場の仕事をつからない状況になっている」とその実態を語っている。喜勢社長自身も、「このスキームは破たんしている」と認めざるを得ない。

これまで会社は、鉄道業務を次々に外注化し、安全や労働者の権利を破壊してコスト削減を強行してきた。しかし、技術継承は崩壊し、鉄道を動かすための要員確保さえ困難になっているのだ。

百キロで倒木と衝突

昨年10月31日、外房線・勝浦御宿間において列車が倒木と衝突した。この事故について、動労千葉はJR千葉支社との団体交渉を12月11日に行った。事故は、運転士の生命に関わる重大なものだった。約100キロで走行中に倒木と衝突し、そ

の一部が運転台のフロントガラスを突き破っている。運転士も数十センチというギリギリの状態だった。

しかも、倒木が突き刺さった状態のまま約210キロのトンネルを通過。一歩も間違えば命が失われていてもおかしくない深刻な事故だったのだ。

会社は「倒れた木は枯れて根元から折れて線路を支障したと考えられる」「沿線の樹木の管理は21年頃から協力会社に外注化した」「倒れた木は調査した22年には枯れておらず、伐採の優先順位は中間だった」「22年以降、調査は行っていない」と回答した。

業務外注化が原因だ

最大の原因は、保線を含めた設備関係の全面外注化であり、沿線樹木の調査・管理も協力会社に丸投げしてきたことにある。

保線業務は基本的に丸投げ外注化され、要員削減が徹底されてきた。この間、倒竹などによる側灯の破損も増えている。今回の事故は、そうした現状があらわに、安全を切り捨ててきた結果なのだ。

JRは一切の外注化を中止し、すべての鉄道業務を直営化すべきだ。しかし、上述のとおり来年度には組織、人事・賃金制度の抜本的な改悪や、機能保全を含めた検修業務の全面外注化に踏み出すつもりだ。こんなことをすれば、現場の労働者の命も、鉄道の安全も守ることができない。

職場から外注化撤回、組織、人事・賃金制度改悪反対の声をあげよう。

あらためて問う 国鉄闘争の意義

JR不採用をめぐる「控訴理由書」のポイント

一 審判決の正体

2024年11月13日、東京地裁(須賀康太郎裁判長)は、動労千葉・動労総連合の訴えを棄却・却下する不当判決を出した。この判決は、国鉄分割・民営化という国家的な労働行為を永遠に隠蔽し、1047名闘争の終結を狙った極めて政治的なものだ。

この「司法の役割を放棄した」判決は断じて容認できない。25年7月11日、組合側は東京高等裁判所に「控訴理由書」を提出し、反撃を開始した。以下、控訴理由書で展開されている法的争点を解説したい。

1 JR設立委員が主導した「不当労働行為」

裁判の最大の焦点の一つが、JRへの採用・不採用を決める権限を持っていた「設立委員会」

「不採用基準」の策定

1987年2月、JR設立委員会の斎藤英四郎委員長は、国鉄の葛西敬之や井手から「労働処分を受けた人間をそのまま採用するのはいかなるものか」との説得を受けた。これを受け、斎藤委員長は葛西らに「不採用基準」の策定を指示し、設立委員会が正式に決定したのだ。

【不当性の証明】最高裁判決(2015年)は、すでにこの採用基準の策定が「国鉄の不当労働行為」であったことを認めている。

この規定により設立委員が行った採用拒否という行為は、法律上、JR東日本が直接行った行為とみなされる。

【責任の承継】したがって、設立委員が負うべき不当労働行為の責任(現状回復・採用義務)は、JR東日本に帰属するのが当然の論理だ。

2 JRへの責任承継(国鉄改革法23条5項)

会社側は「不採用を決めたのはJR設立前であり、現在のJRには責任がない」と強弁してきた。しかし、これは法律の明白な規定を無視した主張だ。

3 「時効」の壁を打ち破る「継続する行為」

一審判決は、1987年の不採用から時間が経ちすぎている(1年の申立期間を過ぎている)として、訴えを却下した。しかし、不当労働行為は「現在も終わっていない」のだ。

4 労働委員会の適正手続違反は明らか

今回の事件では、千葉県労働委員会および中央労働委員会における手続自体にも重大な欠陥があった。

【審問機会の剥奪】労働委員会には、証人尋問などを行う「審問」を開かず、調査段階で一方的に手続を終結させた。

【法的権利の侵害】井手らの証言を通じて真実を明らかにする機会が奪われたことは、憲法上の「適正手続」に違反する瑕疵(法律上の欠陥があること)だ。一審判決は「結論に影響しない」としてこの違反を容認したが、これは手続保障という司法の根本を否定する判断だ。

控訴審の勝利を

組合側の控訴理由書では、最近の最高裁大法廷判決(24年7

この規定により設立委員が行った採用拒否という行為は、法律上、JR東日本が直接行った行為とみなされる。

【責任の承継】したがって、設立委員が負うべき不当労働行為の責任(現状回復・採用義務)は、JR東日本に帰属するのが当然の論理だ。

過去には、中央労働委員会もこの解釈を認めていた。しかし、一審判決はこの条項の解釈適用からも逃げ、JRの採用義務を否定した。

【法律で「みなし」規定】国鉄改革法23条5項には、「設立委員がした行為は、承継法人(JR)がした行為とする」とハッキリと明記されている。

【事実が明らかにされた】最高裁決定(2015年)以降も採用を拒否していることは、新たな拒絶行為の継続だ。

【真実の隠蔽】会社側は、斎藤委員長が不採用基準を命じたという事実を長年隠蔽し続けてきた。真実が明らかになった最高裁決定(2015年)以降も採用を拒否していることは、新たな拒絶行為の継続だ。

労働基本権という憲法上の権利が、国策によって組織的に侵害された本件において、会社側が「期間経過」を理由に責任を免れることは、正義に反し決して許されない。この裁判は、1047名の尊厳を取り戻すだけでなく、これからの労働運動をめぐる最前線だ。

一審判決は、不当労働行為を「過去のもの」として葬ろうとしたが事実は消せない。控訴審で一番の誤りを徹底的に弾劾し、JR東日本に採用義務を履行させるまで闘い抜こう。不当判決を覆す鍵は闘いにある。署名運動などをさらに展開し、控訴審に勝利しよう。



JR東日本が画策する「詐欺雇用」

「JR東日本は、業務融合化を進め、今度は組織、人事・賃金制度の抜本的な改悪(4月1日実施の予定)に突き進むつもりだ。だが会社の施策は矛盾に満ちている。すでに01年以降の外注化施策について、会社自身が破たんを認めざるを得なくなっている。」

雑誌『選抜』26年1月号の『JR東日本が画策する詐欺雇用』という記事で、JR東の経営幹部会議での議論が暴露された。渡利副社長は、外注化施策について「設備管理(JR)の人が現場の仕事をつからない状況になっている」とその実態を語っている。喜勢社長自身も、「このスキームは破たんしている」と認めざるを得ない。